

名古屋市客引き行為等の 禁止等に関する条例を制定しました

市民や事業者等が、市と協働して、安心して通行し、利用することができる
快適な都市環境を形成し、魅力と活力のある安心、安全で快適な
まちづくりをすすめることを目的とし、
「名古屋市客引き行為等の禁止等に関する条例」を制定しました。
市内の公共の場所において、客引き行為等を行い、または行わせる場合には、
安心、安全で快適な都市環境を阻害しないよう努めなければなりません。

平成30年
4月1日 一部施行
10月1日 全部施行

※10月1日施行内容は、裏面★マークの部分です。

客引き行為等とは | 公共の場所（道路、公園など）で行われる次の行為をいいます。

客引き行為



通行人その他不特定の者の中から
相手方を特定して、客となるように
誘う行為をいいます。

勧誘行為



通行人その他不特定の者の中から
相手方を特定して、役務に従事する
よう勧誘する行為をいいます。
(いわゆるスカウト行為)

客待ち行為・ 勧誘待ち行為



客引き行為や勧誘行為をする目的
で、相手方となるべき者を待つ行為
をいいます。

※イラストはイメージです。

客引き行為・勧誘行為とは | 次の①～③を全て満たす行為です

1

公共の
場所で行う

道路、
公園など

2

相手方を
特定して行う

通行人などの中から、特定の
人に近付いて行う、寄り添い
ながら行う、足を止めさせて
行う など

3-1

客とするために誘う

お客となるようお店を探しているか尋ねる、交渉を持ちかける、店へ誘う など

客引き
行為

3-2

役務に従事するように誘う

仕事に従事するよう職を探しているか尋ねる、交渉を持ちかける、職場へ誘う など

勧誘
行為

この条例による規制の 対象とならない行為

不特定の者に対する以下の行為は、
この条例では規制の対象となりません。

ティッシュ・チラシ等を 配布する行為



例えば…

通行人に対して店の名前や割引券が入ったティッシュを
配布する行為

呼びかける行為 看板を持って宣伝する行為



例えば…

通行人に対して、「いらっしゃい、いらっしゃい」と
呼びかけるのみの行為や看板を持って宣伝する行為

※イラストはイメージです。

※これらの行為であっても、客となるように誘う行為や役務に従事するよう誘う行為に発展した場合は、客引き行為等に該当することがあります。
※本条例の規定に関わらず、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」や「愛知県公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例」など、その他の法令に違反する行為は、処罰の対象となります。

客引き行為等 禁止区域などの指定

★ **禁止区域において、
客引き行為等を行い、
または行わせた場合には
罰則があります**
(平成30年10月1日より施行)

市は、住民等からの要望、客引き行為等を行う者の人数及び地域における自主的な取組みなどを考慮し、学識経験者等の意見を聴いた上で、禁止区域等を指定します。

※平成30年4月1日現在は区域の指定なし。区域指定された場合は、告示を行うとともに、市公式ウェブサイト等により広報します。

市は、違反者に対して、指導・勧告・命令を行います。さらに、命令に違反した場合には、**5万円の過料**が科されることがあります。また、あわせて氏名や住所などを公表することがあります。

法人または人の業務に関し、違反者が過料を科された場合、その法人または人に対しても**5万円の過料**が科されます。(両罰規定)

問合せ先 名古屋市市民経済局地域安全推進課

TEL:052-972-3099 FAX:052-972-4823

mail:a3124@shiminkeizai.city.nagoya.lg.jp

名古屋市公式ウェブサイト

客引き 条例

検索